

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	北海道
3. 市区町村名	厚岸町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.akkeshi-town.jp/kurashi/shomei/mynumber/tokuteikojin/

執行機関名 厚岸町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚岸町乳幼児等医療費の助成に関する条例(昭和48年厚岸町条例第20号)による乳幼児等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		厚岸町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1第1の項 厚岸町乳幼児等医療費の助成に関する条例(昭和48年厚岸町条例第20号)による乳幼児等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第2条	厚岸町乳幼児等医療費の助成に関する条例(昭和48年厚岸町条例第20号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第二条 全て国民は、 <u>児童</u> が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、 <u>児童</u> の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに <u>健やかに育成</u> されるよう努めなければならない。 ② <u>児童</u> の保護者は、 <u>児童</u> を心身ともに <u>健やかに育成</u> することについて第一義的責任を負う。 ③ 国及び地方公共団体は、 <u>児童</u> の保護者とともに、 <u>児童</u> を心身ともに <u>健やかに育成</u> する責任を負う。	第1条 この条例は、 <u>乳幼児等医療費</u> の一部をその保護者に助成することにより、 <u>疾病の早期診断と早期治療を促進し、もって乳幼児等の保健の向上と福祉の増進をはかることを目的とする。</u>

⑦独自利用事務の関連規範

厚岸町乳幼児等医療費の助成に関する条例(昭和48年厚岸町条例第20号)
厚岸町乳幼児等医療費の助成に関する条例施行規則(昭和48年厚岸町規則第17号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	厚岸町乳幼児等医療費の助成に関する条例第4条第2項
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	乳幼児等の医療費の助成に係る認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ	厚岸町乳幼児等医療費の助成に関する条例施行規則第2条第1項第2号及び第3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者(児童福祉法第十九条の三第一項の保護者をいう。以下この条において同じ。)又は医療費支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報	認定の申請に係る乳幼児等の生計を主として維持する保護者及び当該乳幼児等が属する世帯員に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ニ	厚岸町乳幼児等医療費の助成に関する条例第1条及び第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者(当該保護者が当該申請をしようとする場合に限る。)又は医療費支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報	認定の申請に係る乳幼児等及び乳幼児等が属する世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 イ	厚岸町乳幼児等医療費の助成に関する条例第3条第1号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等(児童福祉法第六条の二第二項の小児慢性特定疾病児童等をいう。以下この条において同じ。)若しくは医療費支給認定基準世帯員(児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第二十二条第一項第二号イの医療費支給認定基準世帯員をいう。以下この条において同じ。)に係る生活保護実施関係情報	認定の申請に係る乳幼児等又は同一世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報